

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	碍子洗浄送水ポンプ（A・B）点検において、同ポンプ2台にシャフト外径寸法とインペラ内径寸法の間隙寸法に判定値外れが認められたため、対応検討	C	H21年2月2日再審議にてグレード変更 D → C
2	2号機	タービン建屋換気空調系排風機(6)外気空気供給ダンパー操作器駆動部より作動用空気のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）主油ポンプ(A2)用電動機の反カップリング側軸受部より異音が認められたため、当該部を点検	D	
4	4号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガス放射線モニタの検出核種の表示ポイントにズレが認められたため、当該モニタを点検。なお、指示値に問題なし	D	
5	5号機	取水電源室空調機（B）冷媒圧力指示計点検において、冷媒配管の一部にひびが認められたため、当該配管を修理	D	
6	5号機	主発電機固定子冷却水系に固定子冷却水の入口温度指示スイッチの誤動作と思われる「入口温度高」警報が発生したため、当該温度指示スイッチを点検	D	
7	5号機	ページング装置（硫酸・苛性タンクピット前）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	5号機	水素・酸素供給設備水素ガス供給系水素トレーラー切替操作時、No.1水素トレーラー切替弁に操作不良（微開位置にて固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	主発電機固定子冷却水ポンプ（A）（予備機）のメカニカルシール部よりシール水のリーク（1滴/60秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	10月16日再審議にてグレード変更 D → C
10	5号機	原子炉建屋5階エアラインマスク用空気供給配管の床貫通部のラバーブーツに破損が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	原子炉建屋5階真空清掃設備配管の床貫通部にラバーブーツの未取付けが確認されたため、対応検討	D	
12	5号機	液体廃棄物処理系廃液収集ポンプ軸受部より潤滑油のリークが認められたため、当該軸受部を点検・修理	D	
13	5号機	主復水器の逆洗操作後、給水・復水系への水素注入が停止する事象が発生したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで